



税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さまに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

▶税金の種類・納期について

問 町民課税務室 ☎38-2650

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
		給与からの特別徴収：毎月											
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
法人 固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人	1期			2期					3期		4期	
個人 固定資産税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する人	全期											
国民健康 保険税	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
町たばこ税	製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など	毎月											



税金

国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	南予地方局八幡浜支局税務室	☎22-4111
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	高松国税局	☎087-831-3111
	八幡浜税務署	☎22-0800

税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認できるものをお持ちください。

▶税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P24



広告

“あなたの事業と生活
そして心に ゆとりと力を”

税務署勤務30年の知識と経験を
この地域の繁栄の為に生かさせていただきます。

に ちら たて おみ

二村建臣税理士事務所

税務相談 税務代理 税務関係書類作成

営農会計 申告相談 相続関係相談

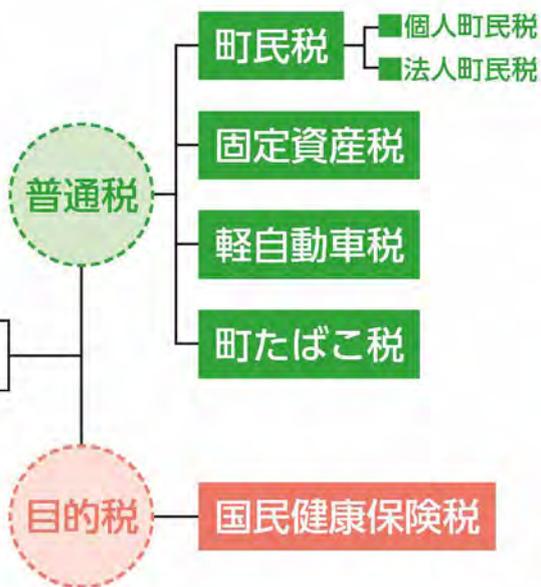
経営コンサルタント 事業承継コンサルタント

八幡浜市保内町宮内2-89-1

電話：0894-21-2361

町税の仕組み

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



税金

町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、町民課税務室へお問い合わせください。滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税の方法

町から納付書を郵送します。以下の方法により、納期限内に納付してください。

- 1 町役場・支所・出張所にて納付
- 2 指定金融機関にて
 - 窓口で納付
 - 口座振替で納付

納税は **便利** **確実** **安心** な
「**口座振替**」がおすすめです！



【指定金融機関】

伊予銀行・愛媛銀行・西宇和農業協同組合・愛媛県信用漁業協同組合連合会

【申込方法】

町役場・支所・出張所または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、取引印(通帳届出印)

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。(振替日は納期の末日)

■ 納税のご相談は…町民課税務室 ☎38-2650

伊方町 Photo Gallery



【野坂の石垣】



【みかん山と桜】